

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年7月11日

1. 業務委託の概要

(1) 件名

ロンドン視察に関する業務委託

(2) 目的

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会では、メイン会場となるオリンピック・パーク建設を契機とした東地区の再開発、会場周辺及び主要な観光地のバリアフリー化、レンタル自転車の導入等のハード面の整備、また、十万人を超えるボランティアの活用や「カルチュラル・オリンピアド」と呼ばれる文化イベントの開催等のソフト面の対策など、ハード・ソフト両面から五輪準備を進め、大会を成功裏に終わらせただけでなく、数多くのレガシーを創出した。

この五輪関連整備は、1980年代頃から主にテムズ川流域で進められてきた、港や運河等の産業遺構や遊休土地等の再生・利活用による再開発等の成果を活用しつつ、さらにその動きを促進させるという、好循環を生み出す原動力ともなった。

世田谷区は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、住宅街の中心に立地する馬事公苑の周辺に、区民及び外国からの多くの来場者を迎えるにあたり、会場周辺の安全かつ快適な環境整備や多言語・多文化等の国際対応、また、東京五輪を契機としたまちのにぎわいづくり等、幅広い視点から総合的な街づくりの検討を進めていく必要がある。

さらに、馬事公苑及び公苑周辺が、みどりや馬と触れ合える、多世帯の憩いの場として長く愛されるレガシーとして受け継がれていくため、東京五輪に向けて地域と一体で街づくりを推進していかなければならない。

今回、上述した五輪大会の成果に加えて、馬術競技会場が住宅地の中心に立地していたという地理的条件も似たロンドンを視察することで、開催当時のソフト・ハード面の課題や対策、また現在も地元で愛されているレガシーの実例等を確認し、この視察成果を世田谷区での東京五輪準備に活用する。

さらに、ロンドン五輪の前後を通じて、ロンドン各地で進められている再開発やハード整備等の実例を視察し、世田谷区の街づくりを検討していく材料とする。

(3) 視察期間

平成28年11月6日(日)から平成28年11月13日(日)まで(6泊8日)

(4) 業務委託内容

視察にかかる手配

ア 航空券について

(ア) 往路

・日 程 平成28年11月6日(日)午前出発

・航空便 羽田空港または成田空港からヒースロー空港(イギリス)への直行便
ヒースロー空港へ6日(日)の夕刻頃(現地時間)までに到着すること。

(イ) 復路

・日 程 平成28年11月12日(土)午前10時以降(現地時間)出発

・航空便 ヒースロー空港から羽田空港または成田空港への直行便

羽田空港または成田空港へ13日(日)正午頃(日本時間)までに到着すること。

(ウ) クラス

往路復路とも、エコノミークラス6名

それぞれのクラスの座席は、一団で確保すること。

(エ) 航空会社

指定なし

(オ) その他

航空券の購入及び以下の項目にかかる経費は契約金額に含まれるものとする。

- ・ 訪問団の出入国にかかる経費（空港旅客サービス施設使用料等）および税金（入出国税）
- ・ 航空保険料、燃油サーチャージ

イ 視察先との調整及び視察行程の作成

(ア) ロンドン五輪に関する視察（3日間）

A、Bは必須とする。加えて、C以下は《視察の視点》を踏まえ、A、Bとの行程編成上、最も効果的かつ効率的な視察先を設定すること

《視察先》

A グリニッジ・パーク

競技会場周辺整備状況及びレガシー視察、五輪開催に合わせて増強した現地公共交通機関（エミレーツ・エアライン）視察など

B オリンピック・パーク

地元自治体（ニューハム区）担当者へのヒアリング、パーク周辺の再開発及びレガシー視察など

C パラリンピックに対応した自治体の施設整備

バリアフリー、ユニバーサルデザインを積極的に推進している自治体へのヒアリング、施設見学など

D ロンドン五輪開催時の行政機関等の対応について確認できる視察先

（自治体国際化協会ロンドン事務所、ロンドンの旧大会組織委員会及びボランティア組織担当職員、National Hospitality Skills Academy など）

《視察の視点》

- ・ 多言語対応（サインの標記、ICTの活用）
- ・ 多文化共生（大会前後を通じた市民ボランティア及び在住外国人の活用）
- ・ 国際交流（姉妹都市等の自治体間交流および、スポーツ、教育等分野を限定した都市間交流、行政機関以外の交流の状況、行政機関以外での交流状況、交流の際の多文化（人種、宗教等）への対応）
- ・ 行政機関の国際化に向けた組織体制
- ・ トータルデザイン（会場内・外でのデザインの統一）
- ・ 五輪開催後の町並みやまちの人の変化
- ・ 五輪開催地のレガシー（レガシーの活用など）
- ・ 五輪会場と観光地との関連付け
- ・ 観客のおもてなしについて
- ・ 民間活力の活用
- ・ 苦情や反省点、想定外の事態など
- ・ 会場最寄駅の整備状況（鉄道駅、バス停）
- ・ 最寄駅から会場までの経路とその整備状況について
- ・ 輸送力の増強（バス停の改良、臨時バス・電車の運行など）
- ・ イベント開催（会場周辺での五輪関連イベントの開催）

(イ) ロンドン（又はロンドン近郊）で進められている街づくりの実例に関する視察（2日間）

A、Bは必須とする。加えて、Cは《視察の視点》を踏まえ、Aとの行程編成上、最も効果的かつ効率的な視察先を設定すること

《視察先》

- A 新型専用自転車道路（サイクル・スーパーハイウェイ）
2016年6月に完成した新型専用自転車道路の实地踏査、レンタサイクルを活用した交通体験、事業者ヒアリングなど
- B 移動と交通に関する先進事例
公共サインの整備（レジブル・ロンドン計画によるサインの統一など）、企業と提携したレンタサイクルの取り組み、ラウンドアバウトの整備状況、事業者ヒアリング、など
- C 大規模な再開発事例（シルバータウン・キー、バターシー発電所など）
産業遺構を活用した再開発事例視察、事業者ヒアリングなど

《視察の視点》

- ・産業遺構の再活用
- ・土壌汚染等の改善を伴う公園整備
- ・街の魅力を高める景観整備
- ・歴史的建造物を活用した街づくり
- ・道路環境整備（音声案内、視覚障害者誘導ブロック・スロープ・階段の整備等）
- ・舗装の整備（透水、排水、遮熱、インターロッキング、平板等）
- ・企業との提携（レンタサイクル）
- ・ロードプライシング実施箇所の交通状況（規制箇所の自動車交通の状況、市民の交通行動、ロードプライシング実施区域内外の公共交通の整備状況の違い）

（ウ）視察行程の作成

上記を踏まえ、効果的・効率的に視察を行える行程を作成すること。なお、最終的な行程は区と協議により決定すること。

（エ）視察先との調整

視察先の担当機関と事前に調整し、視察可能な体制を整えること

ウ 日本語ガイドについて

（ア）期間

平成28年11月7日（月）から11月11日（金）

（イ）資格等

- ・英国政府観光庁が認可する観光ガイドライセンス（ブルーバッジ）を有していること
- ・今回の視察目的に沿った的確なガイドができること

（ウ）その他

- ・日本語ガイドの手配とその経費は契約金額に含まれるものとする。
- ・日本語ガイドが同行の際、その費用（交通費、食事代、施設入場料等）は契約金額に含まれるものとする。

エ 通訳者について

（ア）期間

平成28年11月7日（月）から11月11日（金）

（イ）資格等

- ・街づくりおよび行政に関する専門的用語を正確に翻訳できること

（ウ）その他

- ・通訳者の手配とその経費は契約金額に含まれるものとする。
- ・通訳者が同行の際、その費用（交通費、食事代、施設入場料等）は契約金額に含まれるものとする。

（5）履行期限

契約の日から平成28年11月13日（日）まで

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 旅行業法に定められた以下の要件を満たしていること。
第1種から第3種までのいずれかの旅行業の登録を受けていること。
総合旅行業務取扱管理者を選任していること。
- (7) 過去に海外視察業務委託を官公庁から受託した実績を有すること。
- (8) 視察予定先の担当機関と調整し、視察を実現させる能力を有していること。

3. 選定日程

- | | |
|------------------|--|
| (1) 手続き開始の公告 | 平成28年 7月11日(月) |
| (2) 説明書交付期間 | 平成28年 7月11日(月)から
平成28年 7月22日(金)まで |
| (3) 参加表明書受付期間 | 平成28年 7月11日(月)から
平成28年 7月22日(金)午後5時まで |
| (4) プロポーザル招請通知 | 参加資格確認後、平成28年7月26日(火)までにメールで随時発送 |
| (5) 質問書受付期間 | 平成28年 7月11日(月)から
平成28年 7月26日(火)午後5時まで |
| (6) 質問回答書送付日 | 平成28年 8月 1日(月) |
| (7) 提案書受付期間 | 平成28年 7月27日(水)から
平成28年 8月16日(火)午後5時まで |
| (8) 一次審査(書類審査) | 平成28年 8月17日(水)から
平成28年 8月24日(水)まで |
| (9) 一次審査結果の通知 | 平成28年 8月26日(金)発送 |
| (10) 二次審査(ヒアリング) | 平成28年 9月 5日(月) |
| (11) 二次審査結果の通知 | 平成28年 9月 6日(火)発送 |
| (12) 契約予定時期 | 平成28年 9月中旬頃 |

4. 提案書を特定するための主な評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 視察対象に関する知識
- (3) 企画提案力
- (4) 業務実施体制
- (5) 危機管理能力
- (6) 経費の妥当性

5. 手続き等

- (1) 担当部課

都市整備政策部都市計画課調整係 本件担当 石井、寺西

〒154 - 8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号（世田谷区役所第一庁舎四階）

電話03 - 5432 - 2452（直通） FAX03 - 5432 - 3023

Email：SEA02008@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間：土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 説明書の配付

配付期間 平成28年7月11日（月）から平成28年7月22日（金）

土・日曜を除く午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く）

配付場所・方法 ア 都市計画課、窓口

イ 世田谷区ホームページ内、都市計画課のページからダウンロード

URL：<http://www.city.setagaya.lg.jp/soshiki/1576/1585/index.html>

(3) 参加表明書の提出

提出期限 平成28年7月11日（月）から平成28年7月22日（金）

午後5時必着

提出書類 参加表明書【様式1】、企業の登録内容・実績【様式2】、官公庁との契約書の写し

提出先・方法 都市計画課に持参、又は同課宛に郵送（Eメール及びファクシミリ可）

6. その他

(1) 事業費用限度額：本業務委託費の上限金額を説明書に明示する

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金：免除

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

(6) 契約等について

・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(7) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。

(8) 記載内容の変更について

参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した「日本語ガイド担当者」及び「通訳者」は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。

(9) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。